

議案第30号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39

条第1項第1号に掲げる者 28,320円

（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,320円

（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,480円

（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,640円

（5） 次のいずれかに該当する者 65,100円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

（6） 次のいずれかに該当する者 70,800円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（7） 次のいずれかに該当する者 84,960円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8） 前各号のいずれにも該当しない者 99,120円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。